第3次再審請求に対し 3月10日 東京高裁、再審開始を決定

ポツダム宣言受諾による治安維持法失効説はしりぞ 第1次再審請求以来の私たちの主張を全面的に -検察、 抗告を断念、 再審確定!

私たちの第4次再審請求は、

第3次の再審開始の成果の上に、横浜事件そ のものの全容の解明と、さらに治安維持法体 制下の司法の歴史責任を明らかにします



による治安維持法失効」 ちの第四次でなく第三次に対して いされたため、「ポツダム宣言受諾 第三次では、第一次、第二次ともに えす「新証拠」が必要とされます。 ▼再審請求には、原判決をくつが れその成果を共有できるはずです。 の決定ですが、第四次の方もいず 「記録がない」の一点ばりで門前 が開きました。再審開始は私た

No.53

第

一次再審請求の提訴

Ď

る、という主張です。

裁判は戦後の九月)

は無効であ

その失効した治維法による原判 弾圧法である治安維持法は失効し、 2005. 4. 15

[事務局] 〒101-0064 東京都千代田区 猿楽町1-4-8 松村ビル401 TEL03-3291-8066 FAX03-3291-8066

証拠としました。 ついに。開かずの門。の

れからです。 したが、この再審裁判の 目的達成は

ま

護士、佐藤先生に寄稿していただ

の支柱、大川先生、第四次の

主任

・次頁以下、第一次からの弁護

きました。ぜひお読みください。

面的に受け入れたのです。

たちの第一次請求以来の主張を全

ました。そして驚くべきことに、私

なる学術的意見」としてしりぞけ 今回の東京高裁決定はそれを「単 て再審開始を決定したのですが、

・横浜地裁はこの主張を受け入

再

引き続きご支援 ★会員登録が未更新の方には振替用紙を同封させていただきま した。 ・ご協力をお願い します。

個人=二千円

団 体

II

干円

ポツダム宣言を受諾した時点で、 復活強化」を降伏の一条件とする 日本における「民主主義的傾 つまり一 九四五. 八月 四 向 日

2

――第一次の「棄却」決定を振り返って一七年遅れの開始決定

弁護士 大川 隆司

「節穴」 でなかったら第一次の裁判官の目が

うことに尽きる。 3月10日の東京高裁決定(以下のことに尽きる。) を読んだ私の第一の下中川決定」)を読んだ私の第一印象は、「これは本来ならば第一次再象は、「これは本来ならば第一次再の東京高裁決定(以下

く5人の請求人(木村亨、平館利く5人の請求人と、亡くなられた3人の方(小野康人、川田寿、和田喜太郎の各氏)の遺族によって申立て郎の各氏)の遺族によって申立て郎の各氏)の遺族によって申立てられた。88年3月に横浜地裁の決られた。88年3月に横浜地裁の決られた。86年3月に横浜地裁の決い。当時まだ存命中だった67月に、当時まだ存命中だった67月に、当時まだ存命中だった6万月に、当時まだ存命中だった6万月に、1986年

姓、畑中繁雄、小林英三郎、川田定 本川決定が判断の前提として活 中川決定が判断の前提として活 中川決定が判断の前提として活 中川決定が判断の前提として活 大の各氏)が健在だった。 である。当時の横浜地裁(和田保 りである。当時の横浜地裁(和田保 がったら、17年前に再審の門は開 かったら、17年前に再審の門は開 かったら、17年前に再審の門は開 かったら、17年前に再審の門は開 かったら、17年前に再審の門は開 がったら、17年前に再審の門は開 がったら、17年前に再審の門は開

行った。

第一次の決定を振り返る

とをどう考えるかという点に帰着一件記録が存在しない、というこ坂本決定との違いは、確定判決や中川決定と第一次の和田決定や

する。

(1)「一件記録」をめぐって

料にもとづく判決書の「復元」を将にもとづく判決書の「復元」をのは、小野康人氏の分だけだったのは、小野康人氏の分だけだったのは、小野康人氏の分だけだったのは、小野康人氏の分だけだった。そこで、他の請求人の分についてそこで、他の請求人の分についている。

決定も同巧異曲であった。 場一次・和田決定では、判決書が 第一次・和田決定では、判決書が 第一次・和田決定では、判決書が

(2) 判決は「復元」できる

する横浜地裁(矢村宏裁判長)の原判決がなくても再審請求は適法、と判決がなくても再審請求は適法、と理由の有無を判断できる程度に原判理由の有無を判断できる程度に原判

合理性」を具体的に検討した。決定を支持した上で「判決復元の

である。
である。

ない可能開始事由を「ポツ質別というような「飛び道具」に
がいる場合には、必要のない作業
を対している。

のののののでは、必要のない作業
を対している。

(3)横浜事件の判決の特徴

として指摘する。ぎの2点を横浜事件の特徴的な点ー連の判決から、中川決定はつ

二は、「各被告事件につき、当該被とパターン化していること。 第遂行のためにする行為をなした」等の諸般の活動をなし、もってコ等の諸般の活動をなし、もってコ等の諸般の活動をなし、もってコ

告人の自白(さらには、罪となるべき事実に相川博が関係する被告人の判決の特徴であり、そのためにる)が挙示証拠のすべてであることがいわゆる横浜事件関係被告人とがいわゆる横浜事件関係被告人を疑いがあるとなると、直ちに本な疑いがあるとなると、直ちに本な疑いがあるとなると、直ちに本な疑いがあるとなると、直ちに本な疑いがあるとなると、直ちには、罪となるべ告人の自白(さらには、罪となるべき事実に相川博が関係する被告人の自治(さらには、罪となるべき事実に相川博が関係するとなるべき事実には、罪となるべき事実には、罪となるべき事実には、罪となるべき事実には、罪となるべき事実には、罪となるべき事実には、罪となるべき事実には、罪となるべき事実には、罪となるが関係を表している。

(4)行為よりも意思を重視

4月の告訴(告訴人33名)に添付さ4月の告訴(告訴人33名)に添付された「口述書」の分析にもとづき、れた「口述書」の分析にもとづき、形的な個々の具体的行為を、…コミンテルン及び日本共産党の目的遂行のためにする意思をもってなしたことなどの主観的要件に関するものでめったと考えられる」との判断をあったと考えられる」との判断をあったと考えられる」との判断を導いている。

(5)判定の一八〇度転換

行為の主観的意図(目的遂行のたたのが中川決定の眼目である。たのが中川決定の眼目である。としても」再審開始決定はできる、としても」再審開始決定はできる、としたの前提から「個々の具体的

の主観的意思)が重視されたことは が原判示の行為をするに際し、所論 が原判示の行為をするに際し、所論 が原判示の行為をするに際し、所論 が原判示の行為をするに際し、所論 が原判示の行為をするに際し、所論 を名観的に推論することができ とは、にわかに断定することができ とは、にわかに断定することができ とは、にわかに断定するとして、るる主張するが、小野 が原判示の行為をするに際し、所論 が原判示の行為をするに際し、所論 が原判示の行為をするに際し、所論 ない」として、中川決定とは対極的な ない」として、中川決定とは対極的な ない」として、中川決定とは対極的な ない」として、中川決定とは対極的な ない」として、中川決定とは対極的な ない」として、中川決定とは対極的な ない」として、中川決定とは対極的な

不可知論に逃げた第一次

と把握するので、その自白を得るた造を「被告人の自白がすべてである」中川決定は、前述のとおり証拠構

なった。 証拠の存在が再審開始事由にめに拷問が行われたことを示す

判断は示している。

い。 その文言自体は、「益田直彦に がする拷問が、いわゆる横浜事 中で例外的出来事であったとみ 中で例外的出来事であったとみ がまものではない」という中 がまる拷問が、いわゆる横浜事 対する拷問が、いわゆる横浜事

で、拷問の事実をいくらアピーで、拷問の事実をいくらアピーとない。従って新証拠によってらない。従って新証拠によってがいから、供述内容がわかいがはいから、供述内容がわかいがないがら、供述内容がわかいがないがら、

終わったのだった。 ルしても、「糠に釘」という結果に

第一次の「怪我の功名」

けた。 告訴状添付の「口述書」群を位置づ特髙警察官に対する有罪判決と、る自白を揺るがせる新証拠として、る明決定は、有罪認定の支柱た

料断した。 そして、これらの証拠は、第一次 手審に際して、既に提出されてい
はないから明白性等の評価がで
まない」という理由で門前払いを
さない」という理由で門前払いを
まない」という理由で門前払いを
まない」という理由で門前払いを
まない」という理由で門前払いを
まると、実体的判断をしなかったので、
まると

一次諸決定の取柄と言えようか。いったのである。その点だけが第に、「一事不再理」の適用を受けないからない取り扱いをしたためもかからない取り扱いをしたため、いわばハシにも棒に判官たちが、いわばハシにも棒に

定と第四次請求第三次請求東京高裁決

博史

第四次請求に負わされた使命とは何か

佐藤

喜びたいと思う。 人としても、率直に、その成果を 三次請求について無罪判決が下さ た。早ければ、夏休み前にも、第 再審が開かれることが確実になっ 下された横浜地裁の結論(再審開 告を棄却し、平成15年4月15日に 成17年3月10日、検察官の即時抗 れるであろう。第四次請求の弁護 第三次請求について、横浜地裁で、 公表したことから、第三次請求に 日、東京高検が特別抗告しないと 始)を維持した。そして、3月15 について、東京高等裁判所は、平 ついて再審開始が確定し、ここに 横浜事件の第三次 (再審) 請求

> 地裁決定と高裁決定 結論は同じでも

罪判決の一種で、横浜事件の元被 は認められるが、処罰規定が失効 うものだった。免訴とは、犯罪事実 理由があり、再審を開始する、とい 拠となった治安維持法は、ポツダ したので刑を免除する、という有 る有罪判決という意味で、免訴の 力を失ったから、無効な法律によ ム宣言受諾に伴い法律としての効 断は、重大な点で異なっていた。 横浜地裁決定と東京高裁決定の判 といっても、第三次請求に関する ところで、同じ結論(再審開始) 横浜地裁決定は、有罪判決の根

> はない。 告の無実を正面から認めたもので

告が、拷問によって虚偽の自白を 罪判決の事実認定は揺らぐと判断 件でも警察官による拷問がなされ 調べをした警察官三名が拷問を理 面から認めたのである。 した。東京高裁決定は、無実の元被 の信用性には顕著な疑いがあり、有 たと考えるほかはなく、結局、自 判決を受けていることに加え、元被 し、そのために有罪とされた、と正 たって提出した口述書によれば、本 告らが元警察官を告訴するにあ 由に特別公務員暴行傷害罪で有罪 白のみであるとして、横浜事件の取 判決を支える証拠は、元被告らの自 伴い失効したという横浜地裁決定 の判断には賛成できないとし、有罪 安維持法がポツダム宣言の受諾に これに対し、東京高裁決定は、 治 白

て、これを認め、無罪への道を開 被告らの訴えを正面から受け止 虚偽の自白をさせられた」という元 う。特別高等警察)の拷問によって 東京高裁決定は、「特高(とつこ

> たものとして、 ばならない。 高く評価しなけれ

高裁決定でもまだ不十分

特高による拷問だけなのか。そう ではない。 で問われなくてはならないのは、 疑問が湧くからである。横浜事件 としたら、どうなったのか、という として、元被告が自白しなかった に、警察官による拷問がなされた であることが分かる。何故なら、仮 ると、東京高裁決定はなお不十分 しかし、改めて、冷静に考えてみ

行ったことこそが横浜事件の核心 そこで決定された、などという、 備のための会議(泊会議)が開か 県・細川氏の郷里)の旅館(紋左[も (荒唐無稽の) フレームアップを れ、細川論文の『改造』への掲載も 真を根拠に、泊で共産党の再建準 んざ]旅館)の庭先で撮影された写 またま発見された泊(とまり。富山 主義的啓蒙論文であると考え、た ろく) 氏の論文 (細川論文) を共産 そもそも、特高が、細川嘉六(か

なのである。

2

版

り、 訴で終了した)。 ず、治安維持法の廃止とともに、免 が形式的に廃止されるまで開かれ 川氏に対する裁判は、 とにはならないのである(なお、細 横浜事件の真実を明らかにしたこ の無罪をも明らかにしなければ、 服せず、無実の主張を貫いた。しか レームアップに憤り、 細川氏は、 拷問に屈服しなかった細川氏 そのような特高のフ 最後まで屈 治安維持法

真の 「救済」 はこれから

特高による拷問もさることながら、 蒙論文ではなかったこと、つまり、 のための論文であり、 謀な戦争に突入して行こうとして 安旅行だったこと、細川論文は、無 はなく、 ひとつにしている。しかし、何より 偽の自白がなされたことも理由 ・たわが国の行く末を憂えた救国 第四次請求は、 泊会議が、共産党再建準備会で 細川氏による編集者の慰 拷問によって虚 共産主義啓 σ

> ある。 事 被告・小野康人(やすひと)の無実 ざる言論弾圧だったことを裁判所 が を明らかにしようとしているので に認めさせ、そのことによって、元 (この点が完全に看過されて による追認そのものが許され 司法権力(治安検事と治安判 いる

たものであり、 に向けて、大きな一歩を踏み出 裁決定は、「横浜事件の真の救済 浜事件に真の救済を-に大きい。 審請求の意義」と題して小論を発 成15年11月、 したことがある。 私は、横浜地裁決定を受けて、平 雑誌『世界』に、 その意義はまこと 今回の東京高 -第四次再 「横 l

けなくてはならないのである。 とも見据えておかなくてはならな の救済」は、なおその先にあり、 い。闘いは、なおも、続く、否、 四次請求こそが、その場であるこ しかし、同時に、「横浜事件 :の真 第

REGRA

の報告をすることを誓って。 細川嘉六氏の墓前に、真の (二〇〇五年四月五日脱稿) 勝 利

特高による事件の「摘発」、そして

あなたの、一番大切なものはなんですか? 鬷 亟0120-88-7604

発行所 読売新聞東京本社 第46328号

〒100-8055 東京都千代田区大手町 1-7-1 電話 (03)3242-1111(代) http://www.yomiuri.co.jp/

分に関し、

30人の有罪判決が確定し の自白を証拠に起訴された

言論弾圧 大戦中の

棴

受けて4人が獄死し、虚偽 れた言論弾圧事件。拷問を 論」の編集者など約60人が を契機に、同誌や「中央公 維持法違反で逮捕されたの 済学者が1942年に治安 造」に論文を書いた経 神奈川県警特高課に逮捕さ 横浜事件 雑誌「改

2005年(平成17年) 3月10日

えた10日、東京都墨田区の 都慰霊堂で、空襲の犠牲者一遺族や地元の制 東京大空襲から80年を迎|などを弔う大法 東京大空襲60 た。秋篠宮ご夫 年 犠牲

有罪判決 勝間警官の

認定の過ちにまで踏み込んだ画期的な司法判断となった。 性に顕著な疑いがあり、確定判決の事実認定が揺らぐ」と述 開始決定を支持し、検察側の即時抗告を棄却する決定をした ており無罪」と主張した第3次再審請求の抗告審で、 東京高 で、終戦直後に有罪判決を受け確定した元被告5人の遺族が 第2次大戦中に編集者など約60人が治安維持法違反で摘 その一方で、横浜事件の|確定している点

定のうち 「日本がポツダム | 別の元被告に拷問を加えた |

|回の請求審の示



2005年(平成17年) 3月10日

©朝日新聞社 200 発行所 〒104-8011 中央区築地5丁目 朝日新聞東京電話 03-3545-0







らまきになる恐れ。税金をばらま

●所得補償ばらまきが補助金ば

くほかに能のないノー政だもの。 ●「牛肉を買ってくれ」と米大

統領がトップセールス。何でも追

http://www.suiundo

東京本店 2003(3842)0201

を失ったとして、再審開

由には疑問がある 始を認めた一審の判断理

罪判決と被告らの口述書 揺らぐ。警察官3人の有

無罪を言い渡す、

治安維持法の規定が効力

い疑いが生じると、直ち

●自白の信用性に著し

に横浜事件の有罪認定が

●ポツダム宣言受諾で

は極めて難しい

の信用性を否定すること

えた被告ら31人の口述書

高裁決定

(骨子)

定しており、拷問を受け 害を認めた有罪判決が確 による被告への暴行傷 ●取り調べの警察官3

て虚偽の自白をしたと訴 に沿った形で再審開始を 張。横浜地裁はこの主張

高裁決定は、横浜

族側は「ポツダム宣言受 とすべきだった」と主 諾で治安維持法は失効 し、裁判所は無罪か免訴

事件」で、有罪判決を受けた元被告5人の遺族が裁判のやり直しを申し立てた第3次再審請求に対

多数の雑誌編集者らが治安維持法違反の罪に問われ、戦時下最大の言論弾圧事件とされる「横浜

D、東京高裁は10日、再審開始を認めた横浜地裁決定を不服とする検察側の即時抗告を棄却する決

定をした。中川武隆裁判長は「元被告らは取り調べ中、拷問を受け、やむなく虚偽の疑いのある自

日をした」と認定。有罪判決の事実認定には疑いがあると判断した。

安維持法が勅令で廃 された同年10月15日まで の間に有罪判決を受け 第3次再審請求で、遺 --18面に関係記事

れば横浜地裁で再審公判 きる。高裁決定が確定す 不服がある場合、15日ま でに最高裁に特別抗告で の妻まきさん(66)ら5

検察側は高裁の決定に が開かれる。

↑。 亨さんら元被告5人

員だった故・木村亨さん 再審を請求しているの 中央公論社の出版部

(いずれも故人) は、45

前会議でポツダム宣言 受諾を決めてから、治 年8月4日に日本が御

決定し、検察側が即時抗 を「ポツダム宣言受 が治安維持法の失効 時点」とした点につ

主義を宣伝するものとして警視庁

が細川氏を治安維持法違反容疑で

毎日新聞・

05年3月1日

2005年3月11日

検閲を通過した記事だけに、初め ぐって起こされた。当時の厳しい

> 異論がある法令適用を誤りとする を開いた。東京高裁は、学界でも 法令適用の誤りを理由に再審へ道 言受諾後に失われていた、として

解釈は採らなかったが、拷問を加

から捜査は不自然だったが、共産

治評論家、細川嘉六氏の論文をめ 総合雑誌「改造」に掲載された政

されたのも、戦争につながる不幸

な歴史を繰り返させないための因

縁と心得たい。

効力が45年8月14日のポツダム宣 していた。1審は、治安維持法の 再審は元被告の遺族5人が請求

事件は1942年に発行された

ronsetsu@mbx.mainichi.co.ip

襲から60年の節目の日に決定が下 時代を忘れず、次世代に語り継ぐ ための好材料でもある。東京大空 断だ。拷問までまかり通った暗黒 回復に向けて大きく前進させる判 抗告を棄却した。元被告らの名誉 浜地裁決定を維持、検察側の即時 圧事件として知られる 日、再審開始を認めた横 について、東京高裁が10 「横浜事件」の再審請求 第二次大戦中の言論弾 逮捕。神奈川県警特高課は発行元 デモクラシー以後、リベラルな編 えていた「改造社」などの弾圧が が獄中などで死亡、約30人が有罪 後復刊)に追い込まれている。 集で知られていた両誌は廃刊(戦 真の狙いだったともいわれ、大正 判決を受けた。知識人に影響を与 問で自白を強要したとされ、4人 者ら約60人を逮捕した。激しい拷 版していた中央公論社などの編集 の改造社や雑誌「中央公論」を出

事実認定が揺らぐ」と、1審以上 白の信用性に顕著な疑いがあり、 事実上、冤罪の可能性を認めて「自 る」として再審開始を支持した。 に踏み込んだ判断を示している。 再審は「疑わしきは被告人の利

証拠として採用。 「事実誤認があ

鳥決定」以降、開かずの扉が開い 益に」とした75年の最高裁の「白 たといわれながら、門戸は依然と

の証拠が要件として認められたの されたわけではない確定判決やそ き明らかな新証拠」が必要不可欠 して狭かった。 ほぼ同じ主張が退けられてきたこ は異例だ。過去2回の再審請求で とされ、今回のように新しく発見 特に 「無罪にすべ 上に無びゅう性を重視すべきは当 評価すべきだろう。裁判の権威以 とも言えるだろう。 とも考えれば、緩和は時代の要請 すため裁判員制度が導入されるこ とが望ましい。誤った裁判をなく 然で、再審の要件は緩和されるこ

ととも矛盾するようにも映る。 ように思われる。その姿勢は高く 被害者の救済を図ろうとしている 罪し、ウミを出し切ると共に冤罪 極的に戦前戦中の司法の過ちを断 しかし、司法当局はこの間、 返りながら、言論の自由の重大性 を改めてかみ締めたいものだ。 などが報道への規制を強化する動 きを強める折、事件の経緯を振り に汚点として刻まれている。 政府 「横浜事件」は言論・思想史上

件の再審請求における問いに対し、地裁と高裁で理由は違うが同じ 答えが出た。検察はこれ以上争わずに再審無罪を急ぐべきだ。 国家による思想、言論弾圧の過ちをどう認識し改めるか。横浜事

しては中途半端の感があった。

的には変革のための活動を禁じた法 は、天皇を中心とした国家体制の変 革を禁じた治安維持法だった。 形式 といわれる横浜事件に適用されたの 戦時下最大の思想、言論弾圧事件 疑いが「顕著」という決定文の強い たと認定した。自白は信用性のない 々が無理に事実関係を認めさせられ べで拷問が行われ、被告とされた人 これに対して東京高裁は、取り調

のような思想・言 律だが、実質はそ

で有罪となった人の再審開始を決定 力を失っていた」として戦後の判決 し、同法が人権侵害の反民主的法律 伝はポツダム宣言の受諾によって効 二〇〇三年四月、横浜地裁は「同 再審決定を重ね合わせることで、国 浜事件に関する地裁と高裁、二つの 逮捕容疑はしばしば虚偽だった。横 社会から排除するために利用され、 べだったかを彷彿させる 治安維持法は戦争に反対する人を

判決は、裁判打ち切りを意味するに は無罪を意味せず、予想される再塞 その意義は大きいが、法律の失効 去の再審請求は、もとの裁判記録が 本質が一層はっきりした。 焼失したことなどを理由にことこと それにしても判決から六十年、過

> らせないまま死亡した。せめて再審 している。戦後さえ風化したと言わ 無罪の確定は急いで実現すべきだ。 く退けられ、元被告たちは無念を暗 再審決定は私たちにも課題を提示

調子の表現は、いかに非適な取り調し、現実はどうだろうか。 自由は先人の犠牲の上に築かれた。 れる今、横浜事件を知る人は少ない ることはいまの世代の資務だ。しか だろうが、現在の日本人が享受する その自由を守って次の世代に伝え

再審無罪を一日も早く も多くない。 を及ぼす改憲論議、表現・報道を規 社会にも大勢に異論を唱えにくい空 制する立法に関心を示す人は必ずし 気はある。自由や権利に多大な影響 見守るしかなかったが、現在の日本 多くは他人が弾圧 されるのを黙って

社会であり続けないと「いつか来た 適」を歩むことになりかねないと自 敏感で多様な宮論、表現が飛び交う 個々人が他人の自由、権利擁護に

▼東京新聞・05 年3月11日付

社談会言 ★11版S

定した判決とその際の口述書を新 公務員暴行傷害罪で有罪として確 えた当時の特高警察官3人を特別

2005年(平成17年)3月11日(金曜日

輪の弾圧法として 猛威を振るった。

家の名による人権侵害という事件の

すぎない免訴になる。冤罪救済策と

会員の皆さんの声

事件が正しく判決されん事を! すがものすごく大切な言葉です。横浜 「言論の自由」使い古された言葉で

ね。あまりはカンパに の思う壺だと頑張るしかありませんよ すが、そこで負けてしまったら向こう 事が出来ない虚しさに泣きたくなりま も真摯な行動も相手から何も引き出す うな発言しかしません。誠意ある言葉 が、国会の壇上に立つ人は他人事のよ)毎日のように厭な報道が耳に入りま 国民がどんな思いをしていよう 横浜ペンクラブ青木平衛

がらその責を果たしたいと思います。 が、会費を納めることによって微力な 麦の介護で思うように動けません 田浦 吉田裕子 勉

せ」ては、本当にならないと思います。 る「…『自虐史観』のレッテルを貼り ら上乗せ致しました。 ●切手の一助にでもなれ ■橋本さんの文章の最後に書かれてい 加害事実責任をあいまい化さ ばと些少なが 春名

とは言え寒くなってきました。お身体 た成果が崩れてしまう勢いです。暖冬 変化を見せており、戦後積み上げてき ●教育現場の状況もここ数年で急激な 大城美智子

に気をつけてご活躍下さい。

森田敏彦

さんの本など持ち寄って橋本さんにお 話を伺うというので如何でしょう。 て欲しいと思います。美作さん、畑中 した。この論文をもとに学習会を開い ●橋本さんの論文読ませていただきま

旨です。再審の行方に戦後民主主義の ている著者や評者たちへの批判は控え 行方を確認するためにも入会します。 した。会報以外にもひろげて欲しい論 を見て僕も注文しょうかと考えていま 目すぎるとさえ思います。書評(両方) 開であり、むしろ歴史の本質を見誤っ に支持します。十二分に公正な論の展 し込みます。橋本さんの論旨を全面 文を読んで19年目遅れですが入会を申 ●会報52号をいただき橋本進さんの論 佐川隆彦

から日本が壊れていくのかと心配で りです。経済、雇用、教育いろんな面 忍氏のコラムを読んで不安が募るばか のようです。朝日新聞 (2・28) 吉岡 ているし、日本の安全神話も昔のこと 警察も国民の保護より治安に力が向い る気がします。 ●日本が益々戦前の状況に近づいてい 公安の活動も目立ち、 安川寿之輔

とに喜ばしい限りです。この上は一日 ▼このたびの東京高裁の決定は、まこ

> ことが大切だと思います。 前のような時代を絶対に再来させない れることを望むとともに、あの六十年

問はどうしても許せない気持です。九 満州から帰って、松川事件の被告だっ も聞かず結審というのですから。私が は最高裁でも負けてしまいました。話 なれません。浦和のテロ特措法の裁判 り言を言っています。それでもあの拷 た方々にどうお知らせしたらなどと独 た佐藤さんにお会いして以来司法や警 が思われます。細川さん他なくなられ 待ったことでしょう。皆さんのご苦労 もわずペンを執りました。 が、横浜事件再審開始の記事を見てお ●この頃新聞などあまり見ないのです 歳も過ぎたのにおとなしい年寄りに 長いこと 三渡章高

する国」にしないために。 う頑張って下さい。ふたたび 裁判の本質に迫ったものと考えます。 りましたから。 うと思っています。この頃ボケが始ま 支持の記事だけをしっかり覚えておこ 第四次請求でさらに明らかにされるよ 察を許せない気持が残っているので しょうか。私は今日の横浜事件再審を ●東京高裁決定は、治安維持法とその 「戦争を

カンパを寄せて下さった方々 横川定司

も早く審理が再開され、名誉が回復さ 宏 野々村敞 千葉良信 佐々木陽子 (十一月) ンクラブ (十二月)

水上輝

永田誠

近藤正巳

横浜ペ

梅田正己

実方夫妻 高木

田敏彦 深代典子 宇田健 橘裕典

吉田裕子 木口和夫 大槻道夫 森

す。 らくご支援を、会費の更新をお願い致 します。現在個人会員数は一四四名で しが開けて参りました。どうか今しば

入会の申し込み・会費納入先 〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル401

横浜事件再審裁判を支援する会 tel/fax 03-3291-8066

〈年会費〉個人:2000円、団体:5000円

- ●郵便振替 00130-7-150641
- ●銀行振込 みずほ銀行九段支店 普通預金口座1478864

横浜事件再審裁判を支援する会

☆支援会発足以来19年目、ついに見通 熊谷浩一 (一月) 永田誠 岩波労組 言 上館良嗣 亀井幸代 (青年劇場) たあさや 清水英夫 事務局より 原夫妻 栗原彬 大塚一男 佐川隆彦 岩井忠熊 久保田宏 高田和 川崎光成 ふじ 俵義文 春名徹 伊藤千里 横山新